

派遣従業員・受託事業従事社員 特別休暇規程

株式会社パソナロジコム

2020年4月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、休暇の取り扱いに関する事項を定める。

(対象者)

第2条 この規程において、社員とは、会社が雇用するロジスティクスプロ社員、業務限定社員、契約社員、無期派遣従業員、及び派遣従業員をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての社員に適用する。

(申請手続き)

第4条 社員は、本規程に基づく休暇の取得を会社に申請する場合、会社の所定様式を用いるものとし、会社が求める休暇を取得する事由を証明する書類を提出するものとする。

2 会社は前項の申請がなされない場合、本規程に基づく休暇を認めないことがある。

第2章 特別休暇

(裁判員特別休暇) [有給]

第5条 社員は、次のいずれかに該当する場合（第1号及び第2号の場合は該当することとなった日から1週間以内に、第3号及び第4号の場合は該当することとなった日当日に）会社に申請をしなければならない。

(1) 裁判員候補者名簿に記載された旨の通知を受けたとき。

(2) 裁判員候補者として呼出状の送付を受けたとき。

(3) 裁判員又は補充裁判員に選任され、あるいは不選任となったとき。

(4) 裁判員及び補充裁判員として審理に参加したとき。

2 会社は、社員が在職中に次のいずれかに該当し、かつ事前に所定の申請をした場合、裁判員選任手続期日及び裁判員又は補充裁判員として審理に参加する日につき、裁判員特別休暇を認める。賃金は以下に定めるとおりとする。

(1) 裁判員等選任手続期日に出頭するとき・・・無給

(2) 裁判員又は補充裁判員として審理に参加するとき・・・

5日を限度に通常の賃金を支払うものとし、それを超える場合は無給

3 前項の申請は、第1項第2号の呼出状に記載された裁判員等選任手続期日の4週間以上前に、職務従事予定期間を予定取得休暇日として記載する一括休暇の申請としなければならない。ただし、裁判員等選任手続期日にて不選任となったとき又は実際の審理期間が職務従事予定期間より短縮された場合は、裁判員等選任手続期日以外又は実際に審理への参加を要した日数を超える日数分の休暇申請は自動的に効力を失う。また、実際の裁判が職務従事予定期間を超えるときは、その都度休暇を申請しなければならない。

- 4 社員は、会社が派遣先又は会社が受託した事業の注文主に対して、裁判員制度に基づき休暇取得することを伝えることを了解する。

(事故休暇) [有給]

第6条 社員が、感染症予防・医療法に基づく就業制限を必要とする疾病に罹患した場合、または天災事変等の不可抗力、その他やむを得ない理由によって出勤できないときは、本人の申出により、会社が認める期間内で、事故休暇を受けることができる。

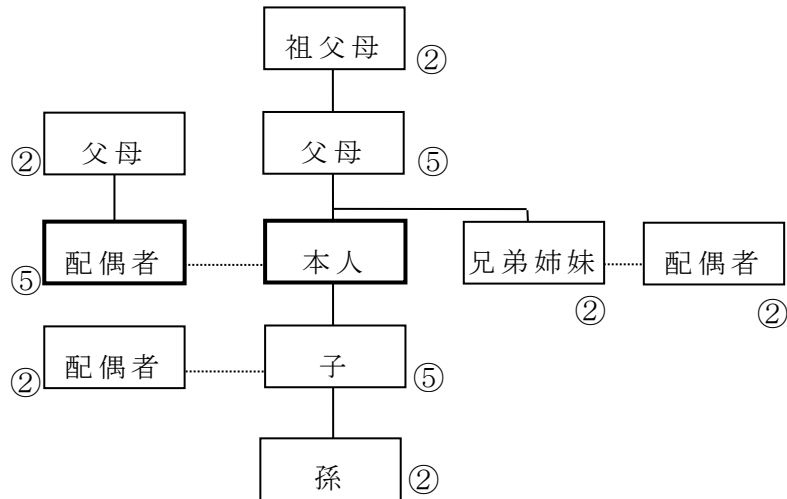
(結婚休暇) [有給]

第7条 社員は、社員の申出により、次に定める結婚休暇を取得することができる。

社員本人の結婚のとき 連続3日以内

(忌引休暇) [有給]

第8条 社員は通夜・葬儀・告別式等に参列する場合に忌引休暇を取得できるものとし、忌引休暇の日数は、次表の範囲内とし、連続して取得するものとする。ただし、本人が喪主のときは、その範囲を5日とする。



(赴任休暇) [有給]

第9条 社員（ロジスティクスプロ社員、無期派遣従業員（全国各地への異動及び職種転換の可能性のある区分のものに限る））が転勤を命ぜられ、住居の移転を必要とする場合は、次の各号のとおり赴任休暇を取得することができる。

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 単身者および単身赴任のとき | 連続 3日以内 |
| (2) 家族同伴のとき | 連続 5日以内 |
| (3) 単身赴任者が家族を迎えにいくとき | 連続 3日以内 |

(休暇・休業中の勤続年数等)

- 第10条 第5条から第9条に定める休暇、休業中の期間は、勤続年数に通算する。
- 2 前項の期間は、年次有給休暇付与時の出勤率算定にあたっては、出勤として取扱う。
 - 3 第5条から第9条までの有給の休暇を取得した場合は、通常の給与を支給する。

[附 則]

(所管及び改廃)

- 第11条 この規程は管理部が所管し、改廃は規程を所管する部門が改正案を稟申し、代表取締役社長の決裁を得るものとする。

(施行期日)

- 第12条 この規程は、2020年4月1日から実施する。